

## 弘前広域都市計画道路の変更理由（市決定）

### ○3・4・20号紺屋町野田線（計画延長約1,980m、計画幅員16m）

現在、事業中である3・4・9号下白銀町亀の甲町線との交差点から県道八幡宮線の区間の幅員およびこれに接続する3・3・2号山道町撫牛子線までの区間の幅員に合わせて変更するものである。

### ○3・5・2号堀越大原線（計画延長約5,450m、計画幅員12m）

起点から3・4・2号富田千年線との交差点まで約2,870mは改良済となっている。残る区間は未改良となっているが、今後、交通需要の増加が見込めないことから、この区間の都市計画決定を廃止するものである。

以上の変更に伴い、名称を3・5・2号堀越松原線に変更するものである。

### ○3・5・38号真土野崎線（計画延長約1,450m、計画幅員12m）

起点交差点部分は改良済である。それ以外の区間については未改良となっているが、今後、交通需要の増加が見込めないことから、この路線の都市計画決定を廃止するものである。

### ○3・5・39号賀田兼平線（計画延長約1,300m、計画幅員12m）

賀田地区土地区画整理事業により事業区域内の起点から約320mは半断面のみ改良済である。それ以外の区間については未改良となっているが、今後、交通需要の増加が見込めないことから、この路線の都市計画決定を廃止するものである。